

第4次寒川町行政改革大綱

(第2次改定)

平成20年8月

寒 川 町

I 大綱（第2次改定）の策定趣旨

本町は、昭和63年3月に寒川町行政改革大綱を策定し、行財政事務改善に努めてきたところですが、その後バブル経済崩壊による影響が長引き、現下の地方行財政を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっています。

また、一方では少子高齢化、情報化及び国際化等はますます進展し、町民ニーズはより一層複雑多様化しています。

このような状況を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応できる簡素で効率的な行政システムを確立するため、平成8年12月に「第2次寒川町行政改革大綱」を定め、平成9年度から平成11年度まで行政改革に取り組み、さらに継続的に行財政全般にわたる幅広い改革を推進するために、「第3次寒川町行政改革大綱」を定め、平成13年度から平成15年度まで取り組んできました。

その後、地方分権の推進が加速され、地方自治体に自己決定や自己責任に基づく行政運営が求められてきています。そこで、「第4次寒川町行政改革大綱」を定め、平成17年度から平成19年度まで3か年の取り組みを行っています。

しかしながら、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しい状況にあります。そのため、国は、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（総務省）を策定しました。本町においても、第4次寒川町行政改革大綱を踏襲し、国の新たな指針と整合性を図り、新たに、第4次寒川町行政改革大綱（改定）を策定し、計画期間を平成21年度までの5年間に延伸し、積極的な取り組みを行ってまいりました。

さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、続いて同年12月に地方分権改革推進法が公布されるなど、地方行政をとりまく状況の変化は激しく、それは町民の行政改革に対する期待の高まりであり、町自治基本条例の施行と相まって、再度、本行政改革大綱の見直しが必要となり、第2次改定を策定しました。

この第2次改定は、国の指針に沿ったⅢの基本的な方向を継承し、Ⅳの行政改革推進の重点事項の項目を簡潔にし、取組内容ごとに目標値を設定するなど方向性を含め、より明確化を図りました。

II 行政改革の必要性

本町は、従来から行政改革に積極的に取り組んできたところですが、町民が真の意味で豊かさを実感できるまちづくりをなお一層推進し、また、複雑多様化している町民ニーズや社会の変化に対応するために、限られた財源を有効に活用し、簡素で効率的な行財政の確立にむけて、自主的に改革を図っていくことが必要です。

Ⅲ 基本的な方向

寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」で示されたまちの将来像及び重点プロジェクトを踏まえ、さまざまな行政課題への対応を図るなか、社会経済情勢の変化にも、町民が豊かな生活を実現できるよう、その推進に行政改革は必要不可欠なものであります。

本町では、第3次行政改革の成果を踏まえ、さらに議会をはじめ町民の理解と協力のもと、全職員をあげて次の3つを基本項目として、行政改革を推進します。

- 1 簡素で効率的な行財政運営の推進
- 2 時代に適応した行政サービスの推進
- 3 町民と行政の協働による行政システムの充実

Ⅳ 行政改革推進の重点事項

1 簡素で効率的な行財政運営の推進

地方分権による事務事業の増加が見込まれますが、限られた財源のなかで行政運営を進めるために、簡素化と効率性を念頭に置きながら常に事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化を推進します。

(1) 事務事業の見直し（再編・整理・廃止・統合）

限られた財源の中で、行政運営を進めるために、簡素化と効率性を念頭に置き、町民ニーズや社会情勢の変化を踏まえた見直しを定期的に行い、民間活力導入の推進や第三セクター等（寒川町土地開発公社、寒川まちづくり株式会社、さむかわ公共サービス）の見直しを行うと共に、広域処理が適当な事務事業については、広域行政により推進します。

(2) 民間活力の推進

町自ら実施すべき必要性やコスト、効率性、費用対効果、サービス水準などを考慮し、外部委託等の可否について検討します。また、サービス水準の維持・向上、経済性、専門性の活用等が担保される事務事業については、積極的に外部委託等の推進を図ります。

(3) 経常経費等の節減

補助金の適正化、庁舎等維持管理費用の見直し等、スクラップアンドビルドの徹底により、歳出全般にわたる見直しを行い、経費節減を図ります。

(4) 町税等の収納率の確保と自主財源の確保及び受益者負担の見直し

町徴収金の収納率を向上させるとともに、企業誘致等を行い税収の増を目指します。また、財産の積極的な処分や、新たな財源となるものを開拓します。

また、使用料等については、町民の受益と負担の関係をより明確にし、定期的な見直し計画を策定します。

(5) 町財政の健全化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に施行され、平成20年度より、平成19年度決算の健全化判断比率等を算定することとなりました。

この財政健全化を示す各指標のうち、公債費(町の負債)に関する指標である、実質公債費比率及び将来負担比率を特に注視し、これまで以上に公債費の縮減に努め、財政健全化を目指します。

(6) 人事行政の推進

事務量の測定に基づき適正な定員管理を行うとともに、人材育成基本方針による職員の能力向上を図り、時代の変化に対応できる職員の人材育成に努めます。

また、勤務評定制度を確立し、職員の意識改革とやる気の高揚を図り、給与制度と連携し、これらの制度を一体として行うことにより、人事行政の適正かつ効率的な運用に努めます。

2 時代に適応した行政サービスの推進

少子高齢化、情報化、国際化等複雑多様化する行政需要に対応するために職員の能力開発を進めるとともに、行政の情報化を推進します。

(1) 町民の立場に立ったサービスの提供

多様な町民ニーズを把握し、町民に対し質の高いサービスを提供します。

(2) 行政の公平性・透明性の確保

行政情報を、正確にかつ迅速に公表し、行政の公平性・透明性を図り、町民への説明責任を積極的に果たします。

3 町民と行政の協働による行政システムの充実

町民と行政の協働による住み良いまちづくりを推進します。

(1) 町民参加によるまちづくりの推進

自治基本条例に定めるまちづくりの指針を実現するため、必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めます。また、住民協働（住民参加・参画）もとに、住民活動の育成支援や住民投票制度等について検討します。

V 推進方法

この大綱の推進に当たっては、第4次寒川町行政改革推進本部で実施計画を決定し、寒川町行政改革推進懇話会へ随時実施状況を報告するとともに、より効果的な行政改革が成し遂げられるよう次の事項を基本として推進します。

- (1) 行政改革推進本部のもと全職員が総力をあげて実施します。
- (2) 議会をはじめ町民の理解と協力を求めます。
- (3) 行政改革の実施状況については、広報紙、町ホームページ等により公表します。